

議第111号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 9月27日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 京都大学桂キャンパスC地区の項の次に次の3項を加える。

桂坂けやき西地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）西京桂坂地区計画（以下「桂坂地区計画」という。）の区域のうち、地区整備計画において桂坂けやき西地区として区分された区域
桂坂けやき中地区	桂坂地区計画の区域のうち、地区整備計画において桂坂けやき中地区として区分された区域
桂坂けやき東地区	桂坂地区計画の区域のうち、地区整備計画において桂坂けやき東地区として区分された区域

別表第1 桂坂もくれん東地区の項中「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）西京桂坂地区計画（以下「」及び「」という。）」を削る。

別表第2 京都大学桂キャンパスB—3地区の項の次に次の3項を加える。

桂坂けやき西地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅 (2) 診療所
----------	-----------	--

		(3) 巡査派出所等 (4) 集会所 (5) 前各号の建築物に付属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)
	建築物の敷地面積の最低限度	180平方メートル
桂坂けやき中地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅 (2) 巡査派出所等 (3) 前2号の建築物に付属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)
	建築物の敷地面積の最低限度	330平方メートル
桂坂けやき東地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅 (2) 巡査派出所等 (3) 前2号の建築物に付属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)
	建築物の敷地面積の最低限度	420平方メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

西京桂坂地区に係る地区計画の変更に伴い、新たに地区整備計画が定められた区域内における建築物に関する制限を定める必要があるので提案する。